

草津市のバス交通に関する課題

○市民生活

- ・団塊の世代の高齢化が進展し、交通弱者が増加。
- ・交通弱者の移動手段が少なくなれば、市民生活の負担が増加。
- ・移動が減少すれば、市域や都市機能の活性化、地域間の交流が図れない。
- ・公共交通空白地域や不便地域が存在し、地域住民や交通弱者の生活の負担が増加。

○交通体系

- ・バス交通の利用者数の減少によりバスの利便性が低下し、自動車中心の交通体系となっている。
- ・自動車中心の交通体系が渋滞を慢性化させ、環境の悪化をもたらす。
- ・草津駅と南草津駅及び市域の南北で4極化されており、交通ネットの形成が図りにくい。

○事業者

- ・平成14年2月の法規制緩和により不採算路線の撤退が原則自由となり、撤退により地域の住民の移動サービスの低下が考えられる。
- ・撤退により、公共交通空白地域や不便地域が生じ、地域住民へのサービス低下が懸念される。
- ・交通渋滞により、定時性が確保できず利用者の要求にこたえられていない。

【草津市において解決すべき課題】

- ・公共交通空白地域・不便地域における小規模需要に対応する交通手段の整備
- ・草津市の活性化に寄与するバス路線の整備・機能維持・強化
- ・高齢者や障害者等の移動困難者に対する公共交通のバリアフリー化
- ・市民ニーズに即した現実的な交通手段の供給マネジメント
- ・道路環境の改善
- ・横断的施策連携による公共交通利用促進体制の構築
- ・公共交通を守り育てる住民参加意識の醸成、地域協働による公共交通体系整備

草津市

資料提供

提供年月日	平成20年1月28日
担当部署	都市計画課 交通対策G
担当者名	川元 康弘
連絡先	直通 561-2343 (内線) 2513

タイトル(事業名等)	「草津市地域公共交通活性化再生協議会」の開催について
と き	平成20年1月31日(木) 午後1時30分～午後4時
と ころ	草津市役所2階特大会議室
事業等の概要	<p>草津市では、課題となっている公共交通空白地・不便地の解消、高齢者や障害者等の移動制約者に対する生活交通の確保等を目指し、バス路線の再編やオンデマンド交通の導入を視野に入れ、地球温暖化防止対策や中心市街地活性化、産業・観光振興の各分野とも連携した新たな公共交通システムの計画づくりを進めるため、「草津市地域公共交通活性化再生協議会」を設置し、その第1回目の会議を下記の通り開催いたします。</p> <p>当協議会は、昨年10月に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」で位置付けされた法定協議会であり、関係する分野の事業者・地域住民・行政等が連携・協働し、関係者の合意形成を図りながら、「草津市地域公共交通総合連携計画」を策定するものであります。</p> <p>なお、法定協議会としての設置は、県内初(近畿では2番目)となります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>第1回目草津市地域公共交通活性化再生協議会 開催日時：平成20年1月31日(木) 13:30より 開催場所：草津市庁舎2階特大会議室</p> <p>※上記協議会と合同して、草津市地域公共交通会議も同時開催致します。</p>
添付資料	

公共交通システム再編・活性化の必要性について（重点施策への相乗効果）

1. 地球温暖化防止対策

公共交通利用促進により、移動手段としてのマイカーへの過度な依存を抑制することで、交通渋滞を緩和し、ディーゼルエンジン搭載のバスに BDF 燃料利用を促進することと併せ CO2 の排出量を抑制し、地球温暖化防止に寄与する。

2. 高齢者が安心して暮らせるまちづくり

とくに団塊の世代の高齢化に伴い、自動車を運転しない交通弱者の激増を目前に控え、公共交通空白地の解消、ならびに日常生活圏内の移動手段の確保策として公共交通網の充実のニーズは高く、その対策は喫緊の課題である。

3. 子育て支援・就労支援・安全な教育環境の整備

保育所、幼稚園、学童保育等の送迎、あるいは通学児童の安全対策として、バスやタクシー交通と連携した新サービスの開発、ファミリーサポート、ボランティア有償運送の輸送安全確保に対する支援策等により、子育て世代の負担軽減を図ることが可能。

4 中心市街地活性化

「コンパクトシティ：歩いて暮らせるまちづくり」「賑わい創出：商店街の活性化」のためには、公共交通網の充実により「人の移動」の活性化を図ることが前提。高度な都市機能が集約される中心市街核アクセスの市域ネットワーク化、歴史文化の佇まいを今に受け継ぐ既存商店街の再生活活性化のためには、公共交通アクセス改善が必要不可欠である。

5 地域戦略としての産業振興・産学連携

乗降客数県下 1 位の草津駅、3 位の南草津駅から、各工業団地等への通勤客輸送ならびに立命館大学学生輸送等、新交通（LRT、BRT）を含む公共交通網の更なる充実は、既存商工業の活性化、新産業、学術研究拠点の更なる立地、活性化に寄与する地域戦略の基礎ツールとなる。

6 観光施策の活性化による地域交流促進

烏丸半島をはじめとする観光資源への公共交通アクセスの利便向上は、観光来客数増加に直接繋がり、草津ブランドの発信ツールとなる。相乗効果として草津宿本陣を中心とした旧東海道沿線の商店街等の活性化にも寄与し、市内ホテル・旅館業界とのタイアップによる滞在型観光を促進し、地域交流ならびに活性化に寄与する。

7 新たな公の形成 持続可能な社会に向けた協働システムの構築

住民ニーズの多様化により、従来の行政による一律的普遍的なサービスの提供のみでは質的にも財政的にも持続不可能な状況である。新たな公共サービスの供給主体として期待される、NPO や地域ボランティア等を運送主体とするボランティア有償運送制度を一翼として持つオンデマンド交通の導入により、地域協働推進の具体的なツール提供が可能となる。

8 高齢者等対策としての交通バリアフリー ユニバーサルデザイン社会の構築

平成 18 年 10 月施行の道路運送法の改正、ならびに平成 18 年 12 月に施行の交通バリアフリー新法においては、「いつでも どこでも 自由に 使いやすい」公共交通の整備ならびに関連旅客施設のユニバーサルデザイン化に向けて、市町村を主体とする各主体の法定義務が規定された。

いわゆる交通弱者である公共交通空白地の高齢者等、ならびに市域の高齢要介護者ならびに障害児者等に対する公共交通利用機会の確保は、憲法 25 条に定める生存権の一つとして認知されつつある「交通移動権」の保障である。

オンデマンド交通の導入ならびにノンステップバス等の新規バリアフリー車両の導入推進は、シビルミニマム保障としての行政の責務であり、その体制整備は団塊の世代の高齢化による交通弱者の激増を目前に解決すべき喫緊の課題である。